

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年10月28日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。  
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 7件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	荒浜側避雷鉄塔の航空障害灯の一部が点灯していないことを確認した。当該航空障害灯を点検・修理。	
2	1号機	タービン建屋とランドリー建屋をつなぐ地下通路の床面に、少量の水たまり(約5L、汚染なし)を確認した。当該水たまりの水を拭き取り済み。	
3	2号機	直流125V充電器盤の点検時、予備充電器電流計に指示不良を確認した。当該電流計を修理。	
4	5号機	タービン補機冷却海水系ストレーナ(A)及び熱交換器(A)の点検時、ドレン弁にシートパスを確認した。当該弁を修理。	
5	5号機	電動機駆動消火ポンプ用操作スイッチにわずかな引っ掛かりがあることを確認した。当該スイッチを点検・修理。	
6	5号機	大湊側ランドリー建屋洗濯機(A)の洗濯機動作所内用圧縮空気ホースが破損していることを確認した。当該ホースを点検・修理。	
7	その他	中性子線サーベイメータの点検時、誤差が管理値を超えていることを確認した。当該計測器を修理。	